

議案第97号

裁判上の和解について

次のとおり裁判上の和解をすることについて議会の議決を求める。

1 当事者

2 事件名

未払時間外勤務手当等請求控訴事件

3 事件の内容及び裁判の経過

- (1) 原告（被控訴人）が、令和2年度分の時間外勤務手当に未払があることを理由にその支払を求め、本市を被告（控訴人）として、さいたま地方裁判所に訴えを提起し、令和5年6月1日に同裁判所から訴状等の送達を受けた。
 - (2) 令和7年5月16日、同裁判所が本市に対して、未払の時間外勤務手当等を原告に支払うよう命じる判決を言い渡した。
 - (3) 本市は、これを不服として、令和7年5月30日に東京高等裁判所に控訴した。
 - (4) 本市は、原審判決で支払うよう命じられた未払時間外勤務手当金を令和7年10月14日に、遅延損害金を同月21日に、被控訴人に対して支払った。
 - (5) 令和7年10月27日、被控訴人が、和解に関する上申書を同裁判所に提出し、同年11月17日の口頭弁論において、和解に向けての協議が開始された後、同裁判所から和解条項が提示された。
 - (6) 被控訴人は、提示された和解条項で和解することに同意している。

4 和解条項の内容

- (1) 控訴人及び被控訴人は、控訴人が被控訴人に対し、原判決において支払を命じられた令和2年4月1日から令和3年3月31日までの時間外勤務手当金について、令和7年10月14日に、未払時間外勤務手当金111万6929円を支払い、同月21日に、同月14日までの遅延損害金15万8193円を

支払ったことを確認する。

- (2) 被控訴人は、控訴人から前項の支払を受けたことをもって、本日（和解成立の日）現在、未払の時間外勤務手当等の請求及び原判決が控訴人に支払を命じた付加金の請求を放棄する。
- (3) 控訴人は、被控訴人に対し、今後、労働時間管理を適正に行い、労働基準法に違反することなく時間外勤務手当等を支払うことを約束する。また、被控訴人は、今後は、幸手市所定の時間外勤務命令簿により適正に時間外勤務手当を請求するなど、法令に従い、勤務に精励することを約束する。
- (4) 控訴人は、被控訴人が本件訴訟の提起をしたことを理由として、被控訴人に対する差別的ないし不利益な取扱いをしないことを約束する。
- (5) 控訴人及び被控訴人は、控訴人と被控訴人との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (6) 訴訟費用は、第1、2審を通じ、各自の負担とする。

令和7年12月17日提出

幸手市長 木 村 純 夫

提 案 理 由

未払時間外勤務手当等請求控訴事件における裁判上の和解をすることについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、この案を提出するものである。